

栃木労働局からのお知らせ

「賃金引き上げ」を行う 中小規模事業者への支援を行っています

厚生労働省では、賃金引き上げを行う中小規模事業者向けに各種支援施策を実施しております。

そのうち、業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金
ホームページはこちら



申請期限 : 2025 (令和7) 年1月31日
問い合わせ先 : 業務改善助成金コールセンター
(TEL) 0120-366-440

その他の賃金引き上げ支援施策は下記の
「賃金引き上げ特設ページ」からご覧いただけます



もう、チェックした？

栃木県の最低賃金

時間額 **1,004** 円

すべての労働者と使用者に適用されます

令和6年10月1日発効

特定の産業には特定最低賃金が定められています。詳しくは、栃木労働局労働基準部賃金室（028-634-9109）又は、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。



栃木労働局
最低賃金特集ページ

賃金引き上げに関する支援 業務改善助成金

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



業務改善助成金
ホームページはこちら